

海と陸を繋ぐ「**港湾運送**」では資格や技能を活用できる様々な業務があります！

活用できる資格



港湾運送の業務例



揚貨装置運転士

- 制限荷重が5トン以上の揚貨装置を取り扱うための資格
- 制限荷重が5トン未満の揚貨装置を扱う場合は揚貨装置運転特別教育の修了



クレーン・デリック運転士免許

- つり上げ荷重が5トン以上のクレーン（天井、橋形、ケーブルなど）及びつり上げ荷重が5トン以上のデリックを運転するための資格
- デリックを扱わない場合はクレーン限定



玉掛け技能講習

- つり上げ荷重1トン以上のクレーンなどの吊り具を用いて行う荷掛け及び荷外しの作業を行うために必要な資格
- つり上げ荷重が1トン未満の場合は玉掛け特別教育の修了



フォークリフト運転技能講習（+場合によっては大型特殊自動車免許）

- 最大荷重1トン以上のフォークリフトを用いた業務を行うために必要な資格
- 最大荷重1トン未満の場合はフォークリフト運転特別教育の修了



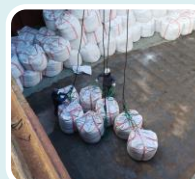
船側から貨物を積降ろする荷役業務

- 船に装備された揚貨装置（デリッククレーン）を操作し、貨物を吊り上げて積み降ろしする業務を担当
- 主に木材・鋼材・大型部材・袋物など、“個々に形状が異なる包装貨物（ブレイクバルク）”を扱う場面が必要とされる装置
- 操作は船上で行うため、合図者や陸上スタッフとの連携が重要な荷役の要となるポジション



コンテナヤード、上屋（うわや）などでの業務

- コンテナ輸送は、現在既製品の輸出入において大半を占める物流の中心的な輸送手段
- クレーン・デリック運転士免許は、ガントリークレーンやトランスファークレーンなど、コンテナヤード内の大型荷役機械を操作するために必須の資格
- また、上屋（港湾において荷捌きを行う建屋）に備え付けられた天井クレーンなどを用いた荷役業務もあるため、港湾運送において幅広く求められる資格



港湾運送全般

- 港湾荷役ではクレーン作業が多く、玉掛け技能が求められる場面が多い
- 玉掛け技能講習を修了していることで、現場では即戦力となり配置上のメリットが大きく、担当できる作業の幅が広がる

出典：（株）八幡



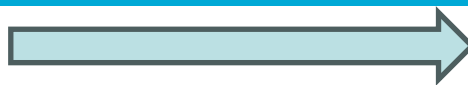
港湾運送全般

- 上屋での搬入・搬出においては大半がフォークリフトによる作業となる。
- また、船倉内にフォークリフトを投入し、クレーン作業を円滑にするための荷捌きを行う業務もある
- ロール紙・鉄コイルなど、貨物や荷姿に応じた専用フォークリフトも存在し、作業の幅が広い港湾運送の作業においては、フォークリフト運転技能講習は必須の資格

※ 資格が無くても行える荷役業務や、資格取得補助制度がある会社もあります。

※裏面もご覧ください。

活用できる資格



港湾運送の業務例



移動式クレーン運転士免許（+場合によっては大型特殊自動車免許）

- つり上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンを操作するための資格
- つり上げ荷重1トン以上5トン未満の場合は小型移動式クレーン運転技能講習の修了



①ショベルローダー等運転技能講習

②車両系建設機械運転技能講習

- ①最大荷重1トン以上のショベルローダーの運転作業を行うための資格
- ②機体重量3トン以上の車両系建設機械を運転するために必要な資格



けん引自動車免許（+場合によっては大型一種自動車運転免許）

- 車両総重量750kgを超える車（重被けん引車）をけん引運転するのに必要な資格



小型船舶操縦士免許（+場合によっては海技免状）

- 総トン数20トン未満の小型船舶を操船するために必須の資格
- 原則すべての水域を操船できる「一級小型船舶免許」と、海岸から約9kmまでの水域で操船ができる「二級小型船舶免許」等がある。



出典：(株)八楠

岸壁側から貨物を積降ろする荷役業務

- 岸壁側から船の貨物を積み降ろす際に専用の大型荷役機械がない岸壁では、クローラークレーンなどの移動式クレーンが必須となる場面が多い
- 揚貨装置を備えていない小型貨物船での荷役では、陸上側クレーンが中心となるケースが一般的



出典：(株)八楠

岸壁・船倉内での荷役業務

- 岸壁に降ろされた、または船積みされる石炭・砂・砂利などを扱う場合、ショベルローダー等による作業が中心
- 船倉内にブルドーザー等を投入し、大型荷役機械が作業しやすいように貨物を寄せ・均す業務がある
- ばら貨物の荷役は港湾作業の中でも専門性が高く、重機操作ができる作業員は重宝される



出典：常盤海運(株)

トラクタヘッドによるコンテナ運送業務

- コンテナシャーシをけん引して移動・荷捌きする業務で必須となる
- コンテナヤード内だけでなく、ヤードから上屋・倉庫への短距離輸送でも活躍する
- RORO船（Roll On Roll off. ローロー。）への積み降ろしでは、トレーラーやコンテナシャーシを船内へけん引して運び入れる作業がある



小型船舶を用いた「はしけ」のえい航業務

- 総トン数20トン未満の小型船舶（引き船）を操船し、貨物を積んだ「はしけ」を港内でえい航する船長業務を担当
- はしけは自走できないため、港内での移動・接岸・離岸を引き船がリードする重要な役割を担う
- えい航される側のはしけに乗り込み、運送中の貨物状況の見張りや誘導を行う監督業務もある
- 船の種類や業務内容によっては海技免状を併せ持つことにより操船できる船舶が増える

＼動画でサクッと解説！みなとの仕事の魅力をもっと知りたい方へ！／

様々な荷役業務の流れ等を解説した動画を公開中！
詳細はこちら！👉



国土交通省関東運輸局YouTubeチャンネルより
「みなとのおしごとどんなこと？～仕事猫（関東地整ver）と行く港湾物流の仕事見学～」